

イーストスプリング 米国高利回り社債オープン

追加型投信／海外／債券



当ファンドの主なリスク

為替変動リスク/信用リスク/金利変動リスク/流動性リスク

当ファンドは、主として米国の高利回り社債を実質的な投資対象とします。このため、一般的にわが国の預貯金および国債等と比較して高いリスクがありますので、ご購入時の価額を下回ることもあります。

お申込みの際は最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)をご覧ください。

「投資信託説明書(交付目論見書)」のご請求、お申込みは

設定・運用は

eastspring
investments

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号
加入協会 社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会

PCAアセット・マネジメント株式会社は、2012年2月14日付けで商号を「イーストスプリング・インベストメンツ株式会社」に変更いたしました。

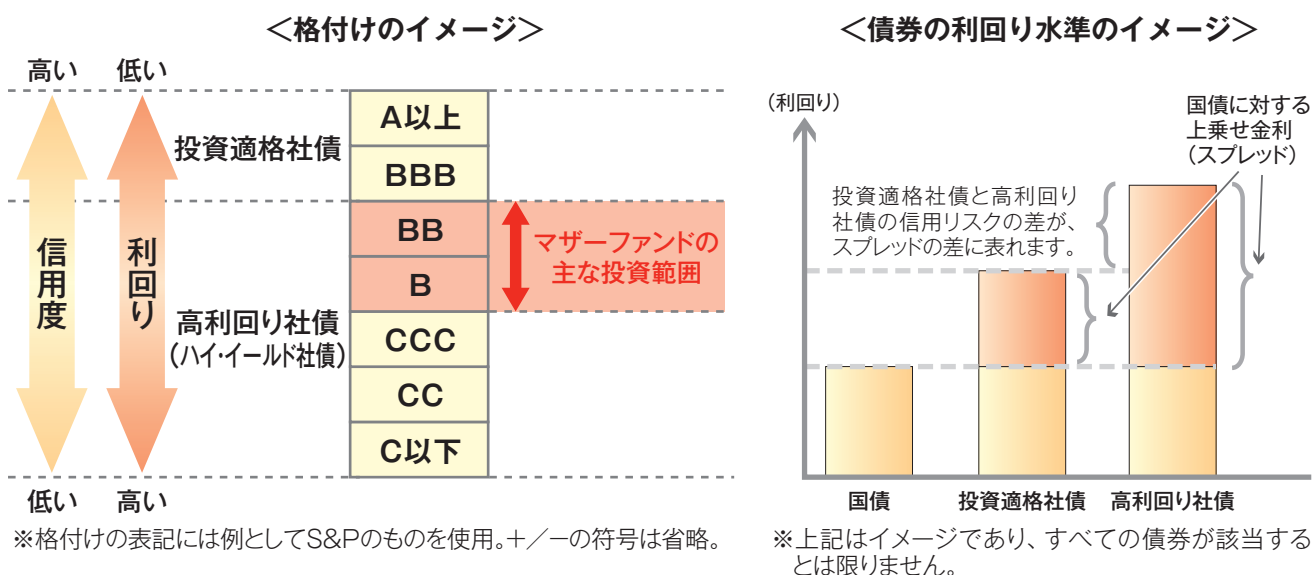
英国ブルーデンシャル社はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

イーストスプリング米国高利回り社債オープン 3つのポイント

Point 1 米国の高利回り社債に投資

社債とは、企業がその信用力を裏付けとして資金調達のために発行する債券を指します。国債の場合は裏付けが国の信用力になりますが、社債は発行者である企業の信用力になります。そのため、一般的に社債は国債に比べて、信用リスクが高くなっています。

一般に、BBB-相当以上の格付けの社債は「投資適格社債」、BB+相当以下の格付けの社債は「高利回り社債(ハイ・イールド社債)」などと呼ばれます。高利回り社債は信用リスクを取る対価として得られる上乗せ金利(スプレッド)の分だけ、利回りが投資適格社債に比べて高くなっています。



Point 2 徹底したリスク管理

徹底した調査

当ファンドのマザーファンドの運用の委託先であるピーピーエム アメリカ インク (P P M A) では、ボトムアップによる個別銘柄の分析に加え、トップダウンによる政治経済情勢等のマクロ分析や定量的なポートフォリオ分析を組み合わせることにより、リスク管理を徹底します。

銘柄分散

ポートフォリオの構築に当たっては、業種および個別銘柄の分散により、リスクの低減を図ります。

格下げへの対応

組入後、S & PまたはムーディーズのいずれかによりB-相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券がS & PおよびムーディーズのいずれからでもB-相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。

Point 3 毎月決算

- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日として、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

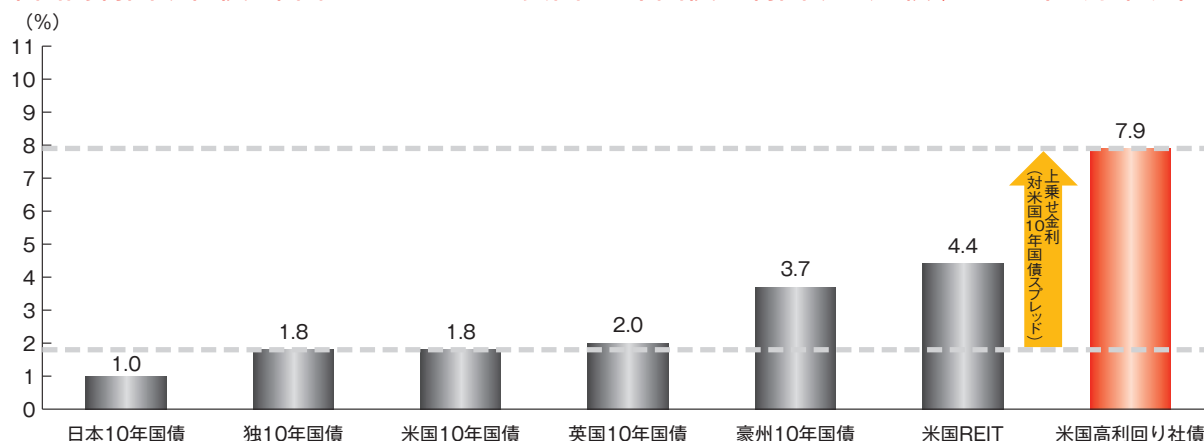


※上記は作成時点において各種データに基づき作成したものです。必ずしもその情報の正確性、完全性を保証するものではなく、今後記載内容に変更が行われることもあります。また、記載内容が将来期待通りにならないことで運用環境が悪化する可能性もあります。さらに、将来の運用成果をお約束するものではありません。当ファンドのリスクは6ページ「当ファンドのリスクについて」、手数料等の概要は8ページ「ファンドの費用」の欄にてご確認いただけます。また、それぞれの詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

米国高利回り社債の特色

- 高利回り社債は、信用リスクが高い分、金利の上乗せ(スプレッド)があり、相対的に高い利回りで取引されています。

米国高利回り社債、米国REITおよび主要国10年国債の利回りの比較(2012年1月末現在)

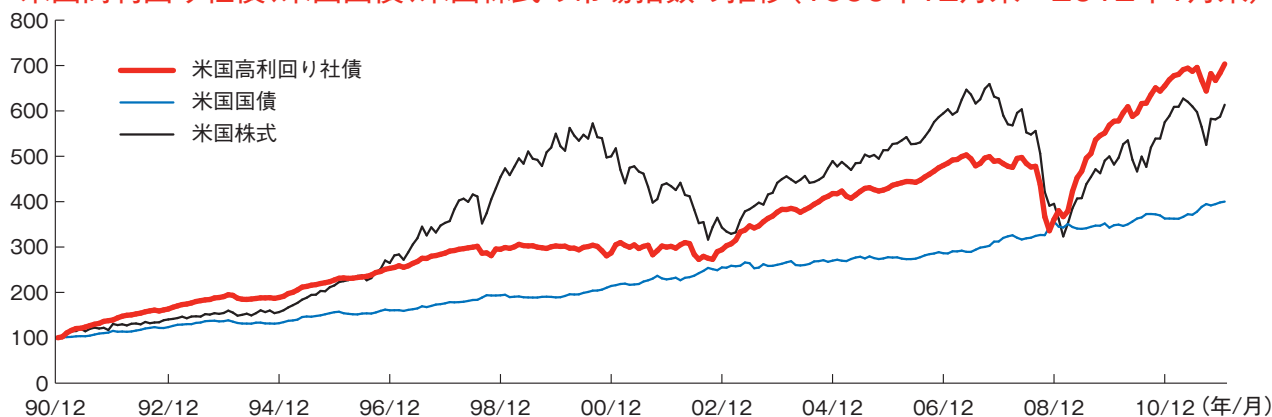


出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

米国高利回り社債はバンクオブアメリカ・メリルリンチUSハイ・イールド・マスターII・インデックス、米国REITはFTSE/NAREIT総合指数、国債は各国10年国債利回り(現地通貨ベース)を使用。7ページ注記参照。

- 高利回り社債は国債に比べて高いリターンが期待できます。また、債券としての特性から、株式と比較して安定的な投資収益が期待できます。

米国高利回り社債、米国公債、米国株式の市場指数の推移(1990年12月末～2012年1月末)

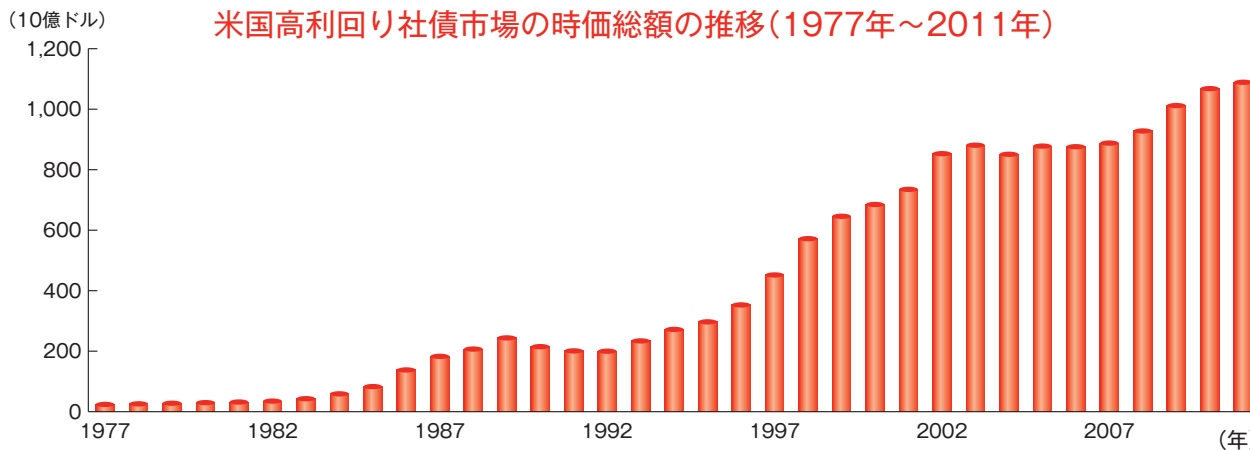


出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。トータル・リターン・ベース、米ドルベース。1990年12月末を100として指数化。

米国公債はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・トレジャリー・マスター、米国高利回り社債はバンクオブアメリカ・メリルリンチUSハイ・イールド・マスターII・インデックス、米国株式はS&P500指数を使用。7ページ注記参照。

- 米国の高利回り社債の市場規模は年々拡大しています。

米国高利回り社債市場の時価総額の推移(1977年～2011年)



出所：PPMAのデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。



※上記は作成時点において各種データに基づき作成したものです。必ずしもその情報の正確性、完全性を保証するものではなく、今後記載内容に変更が行われることもあります。また、記載内容が将来期待通りにならないことで運用環境が悪化する可能性もあります。さらに、将来の運用成果をお約束するものではありません。当ファンドのリスクは6ページ「当ファンドのリスクについて」、手数料等の概要は8ページ「ファンドの費用」の欄にてご確認いただけます。また、それぞれの詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

「イーストスプリング米国高利回り社債オープン」の特色

1 米国の高利回り社債を実質的な主要投資対象とし、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益の獲得を目指した運用を行います。

■原則として投資時において、S&Pまたはムーディーズのいずれかにより、B-相当以上の格付けを得ている米ドル建ての高利回り社債を中心に投資を行います。

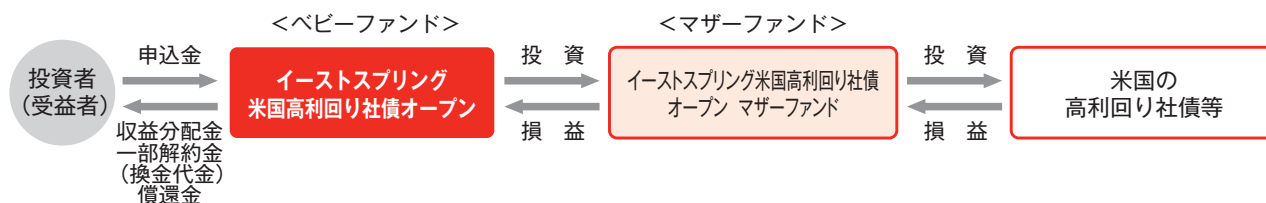
※S&Pにおける「B-」、またはムーディーズにおける「B3」。以下同じ。

2 マザーファンドの運用は、ピーピーエム アメリカ インク (PPMA) が行います。

■債券運用のスペシャリストとして安定運用を基本とするPPMAに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

■格付機関や外部のアナリストの評価に依存せず、クレジット・アナリスト・チームが徹底した個別銘柄の調査・分析を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、企業評価に加えて業種および個別銘柄の分散に配慮した銘柄選択およびポートフォリオ構築を行います。

ファンドの仕組み



- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング米国高利回り社債オープン マザーファンド」への投資を通じて、主として米国の高利回り社債に投資します。
- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

3 運用プロセス全体にわたってリスク管理を徹底し、投資リスクの低減を図ります。

■PPMAでは、ボトムアップによる個別銘柄の分析に加え、トップダウンによる政治経済情勢等のマクロ分析や定量的なポートフォリオ分析を組み合わせることにより、リスク管理を徹底します。

■ポートフォリオの構築に当たっては、業種および個別銘柄の分散により、リスクの低減を図ります。

■組入後、S&PまたはムーディーズのいずれかによりB-相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券がS&PおよびムーディーズのいずれからでもB-相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。

4 原則として、為替ヘッジは行いません。

■実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

5 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配を行います。

■原則として、毎決算時に、利子・配当等収益を中心に分配を行います。

■委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、利子・配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)等からも収益分配を行う場合があります。

■分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。



※当ファンドのリスクは6ページ「当ファンドのリスクについて」、手数料等の概要は8ページ「ファンドの費用」の欄にてご確認いただけます。また、それぞれの詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

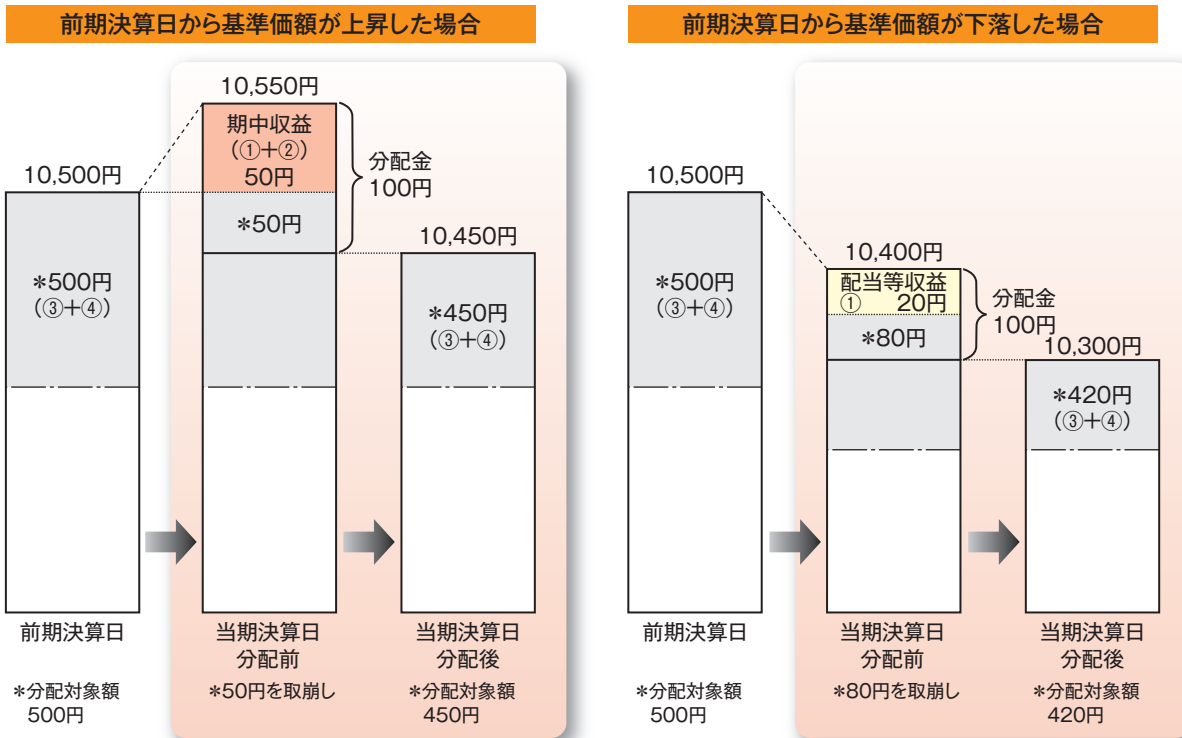
〔 収益分配金に関する留意事項 〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



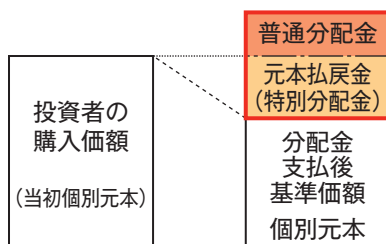
(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

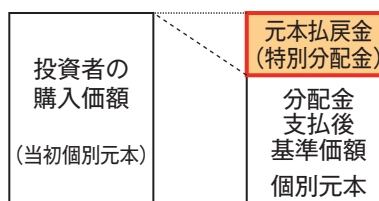
※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



※当ファンドのリスクは6ページ「当ファンドのリスクについて」、手数料等の概要は8ページ「ファンドの費用」の欄にてご確認ください。また、それぞれの詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

イーストスプリング米国高利回り社債オープン 当ファンドのリスクについて

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



為替変動リスク 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク 債券の発行者の債務不履行(元本や利子の支払い不能)リスク

債券の価格は、発行者の経営・財務状況によっても変動します。特に発行者に債務不履行やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があり、基準価額の下落要因となります。



金利変動リスク 金利変動による債券の価格変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するため、基準価額の下落要因となります。当ファンドは主に債券に実質的に投資を行いますので、金利変動による債券価格の変動の影響を受けます。



流動性リスク 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取消することがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書」をご覧ください。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社について

160年以上の歴史を有する 英国の金融サービスグループの一員です。

- イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、1999年の設立以来、日本の投資家のみなさまに資産運用サービスを提供しています。
- イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社は、英国、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。
- 最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2012年2月末現在、アジアでは13の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。最終親会社グループの運用資産総額は、2011年6月30日現在、約3,495億ポンド（約45兆円、1ポンド=128.76円）に上ります。



PPMA

- 当社グループの米国の運用拠点で、当ファンドのマザーファンドの運用の委託先です。
- 米国シカゴに本拠地を置き、運用資産額は約856億米ドルに及びます（2011年12月末現在）。
- 運用業務に特化しており、安定性が重視される生命保険や年金等の運用に高い実績を持ち、特に債券関連の運用に定評があります。

PPMAMERICA

当資料に関してご留意いただきたい事項

- 当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当ファンドは、主として米国の高利回り社債を実質的な投資対象とします。当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れた有価証券の値動きのほか、有価証券の発行者の経営・財務状況の変化および格付けの変更等の外部評価の変化、為替相場の変動等による影響を受けることから、投資元本を下回ることがあります。

投資信託のお申込みに関してご留意いただきたい事項

- 投資信託は、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 過去の実績は、将来の運用成果を約束するものではありません。
- 投資信託は、株式、公社債等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ご購入時の価額を下回ることもあり、投資元本が保証されているものではありません。これらに伴うリスクおよび運用の結果生じる損益は、すべて投資者のみなさまの負担となります。
- ご購入の際は、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を必ずご確認ください。投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。

（注）バンクオブアメリカ・メリルリンチは、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスを何ら変更することなく使用することを許諾しており、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスに関し何らの表明をするものではなく、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスまたはそれに含まれ、関連しもしくは得られるデータの適合性、内容、正確性、適時性および完全性について保証するものではありません。また、バンクオブアメリカ・メリルリンチはイーストスプリング・インベストメンツ株式会社によるバンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスの使用に関し一切の責任を負うものではなく、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社またはその商品またはサービスについて何らの支持、是認または推奨をするものではありません。



※当ファンドのリスクは6ページ「当ファンドのリスクについて」、手数料等の概要は8ページ「ファンドの費用」の欄にてご確認ください。また、それぞれの詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

イーストスプリング米国高利回り社債オープン 追加型投信／海外／債券

お申込メモ 当ファンドの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	購入代金はお申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として5営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①ニューヨーク証券取引所の休業日 ②ニューヨークの銀行休業日
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	原則として無期限(平成15年1月30日設定)
繰上償還	受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決算日	原則として毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として毎決算時に、収益配分方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回(1月および7月)の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- **購入時手数料** 3.675%(**税抜3.5%**)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
- **信託財産留保額** 換金の受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- **運用管理費用(信託報酬)** 純資産総額に対して**年率1.7325%(税抜1.65%)** 信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。

各販売会社の取扱い純資産残高のうち	250億円以下の部分	250億円超 500億円以下の部分	500億円超 750億円以下の部分	750億円超 1000億円以下の部分	1000億円超の部分	
配分	委託会社	年率0.89250% (税抜0.850%)	年率0.86625% (税抜0.825%)	年率0.84000% (税抜0.800%)	年率0.81375% (税抜0.775%)	年率0.78750% (税抜0.750%)
	販売会社	年率0.73500% (税抜0.700%)	年率0.76125% (税抜0.725%)	年率0.78750% (税抜0.750%)	年率0.81375% (税抜0.775%)	年率0.84000% (税抜0.800%)
	受託会社	年率0.10500% (税抜0.100%)	年率0.10500% (税抜0.100%)	年率0.10500% (税抜0.100%)	年率0.10500% (税抜0.100%)	年率0.10500% (税抜0.100%)

*委託会社の報酬にはマザーファンドの運用の委託先への報酬が含まれます。

- **その他の費用・手数料** 有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、監査費用等を信託財産よりご負担いただきます。
※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

*手数料等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社およびファンドの関係法人 委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号 加入協会 社団法人 投資信託協会/社団法人 日本証券投資顧問業協会
受託会社	当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。 みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)
販売会社	当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。 販売会社に関しては、次の照会先までお問合せください。 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 TEL.03-5224-3400(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページアドレス www.eastspringinvestments.co.jp 当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。
投資顧問会社	ピーピーエム アメリカ インク(PPMA) 当ファンドのマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。